

## 8 学生生活への配慮

### (1) 学生への経済的支援

#### 1) 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

#### 【現状の説明】

##### a. 大学が取り扱う奨学金の種類および金額

本学大学院生に関する奨学金制度としては、①国からの奨学金制度（独立行政法人日本学生支援機構）、②本学独自の奨学金制度、の2つのタイプに大別することができる。

①、②の奨学金制度による平成12年度から平成16年度の5年間の奨学生採用者数を、表Ⅱ-8-1および表Ⅱ-8-2にそれぞれ示す。これらの奨学金を受ける奨学生は、在学生の毎年約40%である。

本学独自の奨学制度は、従来、学力優秀な学部学生を対象としていたが、平成9年度から、大学院生にも枠を拡げ、学部、大学院生ともに家計状況及び学力にも主眼を置いた一般貸与奨学制度（無利子）へと大幅に制度の改正をした。この制度によって、日本学生支援機構の奨学金制度と合わせて奨学金貸与希望者のほとんどが採用されている。

日本学生支援機構における過去5年間（平成12年度～16年度）の貸与月額の推移を表Ⅱ-8-3に示す。年々わずかではあるが増額している。本学独自の一般貸与奨学金は創設時から変わらず月額6万円となっている。

表Ⅱ-8-1 日本学生支援機構奨学金制度

	種別	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
大学院	第1種	9	8	7	8	8
	第2種	11	8	11	5	7
計		20	16	18	13	15

表Ⅱ-8-2 大同工業大学一般貸与奨学金採用実績一覧

	種別	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
大学院	一般奨学生(修士)	6	4	8	6	3
	博士後期課程 特別奨学生	0	0	1	0	1
	計	6	4	9	6	4

表Ⅱ-8-3 日本学生支援機構奨学金の貸与月額の推移

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
修士・博士前期	8.4万円	8.5万円	8.5万円	8.7万円	8.7万円
博士後期	11.7万円	11.9万円	11.9万円	12.1万円	12.1万円

## b. 奨学生の募集・推薦および選考

奨学生募集案内は、ガイダンス、学内掲示、学生向け新聞（APPLES）および大学ホームページによって行っている。奨学生の推薦および選考は、大学院運営委員会において、各奨学制度の定める推薦基準に従って行っている。

## c. その他の経済的支援

やむをえない理由により学生納付金を期限内に納付できない場合は、2ヶ月間の範囲内で延納が認められている。延納を希望する学生は、学生納付金延納願いを学生室に提出する。大部分は経済的困難が理由であるが、休学・退学、進路検討等の理由とするものが散見される。現状では、大学院生の延納願いは極めて少ない。

さらに、大学院生には、TA制度があり、表Ⅱ-8-4に、過去4年間（平成13年度～16年度）におけるTA採用状況を示す。優秀な大学院生に対し、本学の教育的配慮のもとに、学部生に対する実験、演習等の教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給をして、経済的援助を図っている。TAを希望する大学院生は、毎年全体の90%を占めている。

表Ⅱ-8-4 TAの採用状況および予算

専攻	平成13年		平成14年		平成15年		平成16年	
	院生数	採用数	院生数	採用数	院生数	採用数	院生数	採用数
機 械	51	44	35	32	53	47	55	51
電気・電子	28	28	23	23	26	24	19	19
建 設	18	18	30	29	25	23	16	13
材料・環境	1	0	1	0	1	0	19	1
計	98	90	89	84	105	94	91	84
採用率		91.8%		94.4%		89.5%		92.3%

## 【点検・評価】

### a. 奨学金制度の運用

大学院修士課程の学生に対する、過去5年間（平成12年度～16年度）の日本学生支援機構奨学生の新規採用状況を、表Ⅱ-8-5に示す。この間に入学した大学院生の約33%に相当する学生が受給している。これは、奨学金の貸与を希望する大学院生の約75%である。本学独自の一般奨学生制度（月額6万円・各年次6名）と併せれば、奨学金貸与希望者のほぼ全員が受給している。

大学院博士後期課程に対する過去5年間（平成12年度～16年度）の日本学生支援機構奨学生の新規採用状況を、表Ⅱ-8-6に示す。ここ4年間は在籍者が少ないことから、本学に対する日本学生支援機構からの推薦内示枠は無い状況となっている。

しかし、大学院生に対する奨学金制度は、日本学生支援機構と本学独自の奨学制度を合わせて、希望者のほぼ全員が採用されており、いずれも現時点で有効に機能している。

なお、大学院奨学生の学内選考基準は、学力と家計の割合を3：1として選考している。

表Ⅱ－８－５ 大学院修士課程における日本学生支援機構採用状況（平成１２～１６年度）

区 分	平成１２年	平成１３年	平成１４年	平成１５年	平成１６年
入学定員	28	28	28	28	28
入学者数（４／１現在）	62	36	54	50	40
内示数	18	16	18	20	22
出願者数	25	21	24	18	18
採用者数	18	16	18	13	15
出願者数に対する採用率（％） （採用者数÷出願者数）	72.0	76.1	75.0	72.2	83.3

表Ⅱ－８－６ 大学院博士後期課程における日本育英会奨学生採用状況（平成１２～１６年度）

区 分	平成１２年	平成１３年	平成１４年	平成１５年	平成１６年
入学定員	3	3	3	3	3
入学者数（４／１現在）	1	0	1	0	1
内示数	1	0	0	0	0
出願者数	1	0	0	0	0
採用者数	1	0	0	0	0
出願者数に対する採用率（％） （採用者数÷出願者数）	100	0	0	0	0

## ｂ．その他の経済的支援

大学院生の TA 採用状況は、表Ⅱ－８－４に示したとおりである。TA 制度は、大学院生の経済的支援あるいは指導者としてのトレーニングの機会が図られるのと同時に、本学の教育充実にも大きく寄与している。

### 【将来の改善改革に向けた方策】

現在の経済状況を考えると、奨学金の受給希望者が増加する可能性は高い。さらに今後、理工系私立大学において大学院進学者の増加も予想される。しかし、日本学生支援機構の内示枠は年々増加傾向にあるため希望者は皆受給できる見込みである。

貸与月額については、日本学生支援機構は年々増加傾向にあるのに対し、本学の一般貸与奨学制度は創設時より一律 6 万円である。平成 16 年度の格差は 2.7 万円となっており、学生の希望順位も第 1 希望が日本学生支援機構第 1 種奨学金、第 2 希望が本学一般貸与奨学金となっている。同じ無利子の奨学金でありながら、日本学生支援機構が第 1 希望になっている現状並びに昨今の経済状況も考慮すると本学の貸与月額も検討する必要がある。

今後は大学院進学者の増加が予想されるため、現在学部生対象とされている緊急時特別奨学制度を、大学院生も対象とすることを検討していく必要がある。

## **(2) 生活相談等**

### **1) 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性**

#### **【現状の説明】**

厚生福利の面での配慮としては、定期健康診断および臨時の健康診断、食事調査、生活状況調査を実施の他、定期的な保健室での専門医師による診療、学生食堂従事者の健康管理等が挙げられる。さらに、学生の飲酒死亡事故後は、特に、新入生全員に対してアルコールパッチテストの実施している。また、指導教員から、冊子「お酒と健康」、「これだけは知っておきたいエイズ」を配布し、大学生活における自己の健康管理を促すための指導を行っている。

健康増進を図る厚生福利面での配慮としては、長野県の本曾福島町に研修・保養施設として「木曾駒ゼミナーハウス」を開設している。大学専用の体育館が平成11年3月に竣工した。これらの体育施設は、授業や運動クラブの学生だけでなく、一般学生や職員にも利用することができる。「木曾駒ゼミナーハウス」については、学生が卒業後も利用できるようになっている。

#### **【点検・評価】**

心身の健康保持のため福利厚生面での配慮としては、定期健康診断および臨時の健康診断実施の他、食事調査、生活状況調査、学生相談室、指導教員によるアドバイス等を行っている。さらに近年は、学部1年次のAAセミナーにおいて、指導教員からエイズ・飲酒等の教育も実施している。食事調査の結果は、栄養指導個人表を作成し各父母宛に送付し、特に栄養指導が必要である学生は呼び出し、将来の成人病予防に向けて指導しており、健康保持についての体制は強化されており、現在のシステムはより効果的に働いているものと評価できる。

また、健康の増進を図る厚生福利の面での配慮としては、木曾駒ゼミナーハウスや体育施設の開放を挙げることができる。特に体育施設は、大学の正課授業やクラブの使用が優先するが、余裕があれば、個人やサークル等が使用できるようになっており、健康管理の面からも有効である。

定期健康診断および臨時の健康診断、保健室における食事調査（栄養指導）、生活状況調査、指導教員からのエイズ・飲酒等の教育、校医による健康相談、学生相談室による各種の心身の苦悩相談等により、学生の健康増進、病気の予防、病気の早期発見等の治療指導が一貫して行えるようになっている。学生相談室への来室は、学生自身からが多く、指導教員の指導・助言によるものもあり、現在のシステムは有効に働いているものと考えられる。

#### **【将来の改善改革に向けた方策】**

生命の尊厳、社会福祉と工学の関連、人を理解することへのさらなる改善と努力が望まれる。精神的な悩みを持つ学生の増加に対応して、学生相談室の専従カウンセラーの検討が必要である。

### **2) ハラスメント防止のための措置の適切性**

#### **【現状の説明】**

幸いにも学生相談室、保健室においては、院生からのセクハラについての相談は受けていない。今後の課題として、セクハラを受けそうになった時やセクハラの被害者になった時、被害を大きくすることを予防するためにも、相談できる窓口を周知させる必要がある。また、セクハラを受けたり、起こしたりしないために研修や教育を通して周知・啓蒙に努めることが必要である。

### (3) 就職指導等

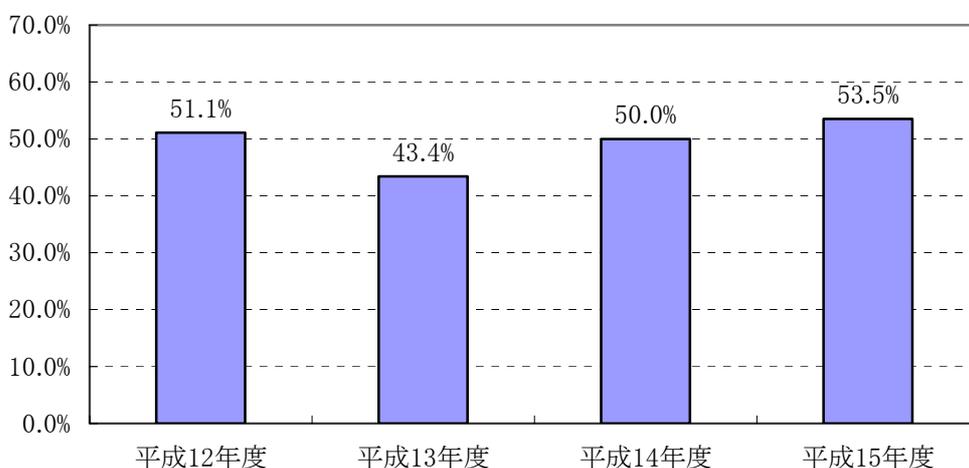
#### 1) 学生の進路選択に関わる指導の適切性

##### 【現状の説明】

学生の進路にかかわる相談は、研究指導担当教員と各学科の就職担当教員が協力して行っている。また、事務組織としては、キャリアセンター事務室が学部生と同様に、就職に関する進路相談、就職に関する学生の基礎学力向上および各種の就職支援ガイダンス等で指導にあたっている。

##### 【点検・評価】

進路相談および就職指導は、教員と事務職員の連携により遂行されており、その結果、大学院生の各年度における就職内定率は、100%を堅持している。そして、その就職先は、図Ⅱ-8-1に示すように大手企業が多く、その大手企業内定比率は、平成13年度の43.4%を除けば、50%以上を維持している。これは学部卒業生の大手企業内定率の約2倍になっており、指導体制は有効に機能していると評価できる。



図Ⅱ-8-1 大学院生の大手企業への就職内定率（平成12～15年度）

##### 【将来の改善改革に向けての方策】

技術の高度化により大手企業ほど高度な専門技術者を求める傾向が強くなっている。それに応えられるのは、大学院生であるが、本学は大学院進学が平成13年54名、平成14年56名、平成15年41名、平成16年39名と減少傾向にあり、学部生の大学院進学を奨励推進する必要がある。